

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 46 年 2 月まで

国民年金手帳には、発行日及び資格取得日ともに昭和 45 年 1 月 6 日のゴム印が押されている上、44 年 12 月末に地区の組長宅に行き加入手続を依頼したので、このとき国民年金に加入しているはずである。年金手帳は組長が預かっていたので、国民年金保険料は、現金で、母の保険料と一緒に組長宅で納付していた。

申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人に最初に発行された申立人の国民年金任意加入日は昭和 46 年 3 月 11 日とされているが、申立人が所持する国民年金手帳には、手帳の発行日及び国民年金の資格取得日のいずれも 45 年 1 月 6 日のゴム印が押され、また、47 年 4 月 1 日に更新して発行された国民年金手帳にも資格取得日が 45 年 1 月 6 日と記載されており、この日付が訂正されていないことから、行政機関の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日が訂正されずに昭和 45 年 1 月 6 日と記載されていることを踏まえると、オンライン記録では申立人と申立人の母親の納付記録が一致する期間は 46 年 3 月の 1 か月のみとなるが、44 年 12 月末に地区の組長に年金の加入手続を依頼し、年明けに組長が手続を行い、母親と長期間一緒に組長（集金人）へ国民年金保険料を納付していたので、その期間がわずか 1 か月ということはないとする申立人の主張に不自然さはうかがえないことから、申立人は 45 年 1 月 6 日に任意加入の手続を

行い、保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年3月まで

申立期間のうち、昭和43年2月から45年1月までの期間については、勤め先の事業主が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。45年2月から47年3月までの期間については、47年2月に結婚してすぐに妻が国民年金の手続を行った際、私に未納期間があり、2年間ならさかのぼって納付できることを聞き、未納分の保険料を数箇月分ずつに分けて納付した。当時の家計簿を提出するので、国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年2月から47年3月までの期間については、申立人の妻は、「私が会社を退職し、結婚後の国民年金の加入手続に行った際、担当職員から、ご主人には未納期間があり、2年間ならさかのぼって払える」と聞き、数箇月分ずつに分けて納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳には、48年1月8日に発行された旨記載されており、この時点において、申立期間のうち、45年10月から47年3月までの期間については、過年度納付することは可能である。

また、申立人が提出した家計簿の「摘要」欄（支出品目）に「年金」と記載されている箇所が複数あり、このうち1月13日及び同月25日にそれぞれ国民年金保険料を含む計9,400円の支出の記載があるところ、当該日付のページは昭和48年の記載であることが確認できる上、申立人及びその妻が所持する領収証などから、申立人は48年2月8日に47年4月から同年9月まで

の保険料 3,000 円を現年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 48 年 1 月 8 日から現年度納付した同年 2 月 8 日までの間に申立人が保険料を納付した記録が無いことを踏まえると、前述の家計簿の記載は 45 年 10 月から 47 年 3 月までの過年度保険料の納付を示すものであると考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその妻ともに、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納めてきたその妻の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 45 年 1 月までの期間については、申立人は、勤め先の事業主が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたと思うと主張しているが、勤め先の事業主は、申立人から国民年金の加入手続及び保険料の納付を依頼されたことはなく、申立人に代わって加入手続や保険料の納付を行ったことはないと回答している上、勤め先の事業主が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月から同年 9 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年8月まで
② 昭和59年3月

昭和42年3月に長女が生まれたころは、夫及び義父母と同居しており、公共料金の支払いはすべて義父が行っていた。国民年金保険料は、行政区の各班で年4回に分けて班長が集金し、A町へ納付したと思う。夫の国民年金保険料は納付済みなのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の夫の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、A町は、申立人が居住する地区において納税組合による保険料の集金が行われていたとすることから、当該期間の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立期間に相当する期間の国民年金保険料が納付済みとなっている申立人の夫の国民年金手帳には、当該期間の検認印があり、国民年金印紙検認台紙が切り取られているが、申立人の国民年金手帳には検認印が無く、印紙検認台紙は切り取られていない上、国民年金印紙も貼付ちょうされていない。

また、申立人は、申立人の義父が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡していることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の義父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

国民年金の加入手続は同居していた義父が行い、国民年金保険料は義父が義父母、夫及び義妹の分と一緒に納付していたのに、申立期間について私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成 12 年 4 月から 60 歳になるまでの加入期間については、夫婦とも保険料を前納している上、当時同居していた申立人の義父母や義妹も国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることから、申立人の家族の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 1 月ごろに払い出され、申立期間は、現年度納付できる期間であるとともに、12 か月と比較的短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の家族も申立期間は納付済みであることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 44 年 7 月まで
昭和 42 年 5 月ごろ婦人会の勧めで国民年金に加入し、毎月国民年金保険料 520 円を納付し、婦人会保険組合の保険料領収帳に印鑑を押してもらっていた。
申立期間について、保険料領収帳があるので国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 5 月ごろ婦人会の勧めにより国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月婦人会に納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しは 44 年 7 月から同年 9 月までの間と推認されるとともに、申立人が所持している国民年金手帳の記載等から申立人の任意加入の国民年金被保険者資格取得年月日は 44 年 8 月 2 日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したことを示す資料として、婦人会保険組合の保険料領収帳を提出しているが、申立期間を含む昭和 42 年 5 月から 52 年 9 月までの保険料の月額がすべて 520 円と記入されており、この金額は申立期間当時の国民年金保険料の金額と一致しない上、当該保険料領収帳には申立人の夫の氏名が記載されているなど、申立人に係る国民年金保険料を納付したことを証する書類とする申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかが

わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 499

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 49 年 3 月まで

申立期間のうち、昭和 43 年 5 月から 44 年 11 月までの期間については、居住していたA市で、43 年 5 月に結婚後間もなく国民年金に加入し、町内会で国民年金保険料を納付していた。

申立期間のうち、昭和 44 年 12 月から 49 年 3 月までの期間については、転居したB市で、町内会の世話役をしていた家主に国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳、C市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれの記録においても、昭和 49 年 5 月 29 日にC市で任意加入被保険者として払い出されており、申立期間は国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人はA市及びB市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付金額等についての記憶があいまいである上、申立期間後に転居したC市の国民年金被保険者名簿においても申立期間は未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。